

[福祉こども]課 行政経営計画書（総括表）

■事務事業の総括

No.	事務事業名
1	社会福祉推進事業
2	障がい者福祉事業
3	障がい者自立支援事業
4	子育て支援事業
5	児童扶養手当給付事業
6	児童手当給付事業
7	児童センター運営事業
8	児童センター施設管理事業
9	児童クラブ運営事業
10	保育所運営事業
11	保育園施設管理事業
12	親子通園事業

令和4年度 事業別行政経営計画書

所属名	福祉こども課	No.	1
事業名	社会福祉推進事業		

■基礎情報

目的	住民で組織される民生委員・児童委員、保護司会、更生保護女性会と社会福祉協議会と共同して、地域福祉の推進を図る。
事務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民生委員・児童委員に関する事務全般 ・ 社会福祉協議会及び社会福祉団体等（保護司会、更生保護女性会など）に関する事務全般 ・ 地域福祉推進に関する事務全般 ・ 生活福祉に関する事務全般
現在における経過又は課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和元年12月の民生委員・児童委員（以下「民生委員」とする。）一斉改選から3年目を迎え、令和4年度は一斉改選の年度となっている。しかし、地区によっては、高齢等の理由により、候補者を推薦することができず、定員割れが生じる恐れがある。 ・ 民生委員本来の業務を充実させるため、平成30年度から取り組んでいる活動内容の見直しルール定着に向けた啓発やさらなる改善を図っているが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、大幅な活動自粛を余儀なくされ、逆に、必要最低限の活動しかできていない。 ・ 国が掲げる「地域共生社会」の実現に向け、社会福祉協議会は、地域住民、各種団体及び行政とのつなぎ役としての役割を果たすべく各種事業を展開している。課題としては、他の社会福祉協議会と同様、財政基盤を行政に依存しており、町財政が非常に厳しいことから行政に依存しない基盤を早急に作っていくことが挙げられる。 ・ 平成30年度に策定した「自殺対策計画」について、計画初年度から4年目を迎え、また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、全国的に自殺者が増えていることから令和5年度に予定している計画見直しに向けて、本町におけるこのころの健康に関する実態を早期に取得する必要がある。
令和4年度の目標又は改善策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年度は、民生委員の一斉改選の年にあたり、多くの委員が交代する見込みである。定数(33名)に欠員が生じないよう地域と協力して民生委員の改選を円滑に進めること、また、新たに委嘱を受けた民生委員に対し、これまでの事業がスムーズに引き継がれるよう行政として積極的にサポートしていく。 ・ 新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが不透明であることから、従来型の活動ではなく、時代に即した活動の実施に向け、民生委員と一緒に構築していく。 ・ 社会福祉協議会との情報交換、意見交換を行うとともに、社会福祉協議会が行政に依存することなく、自立した団体として活動を行っていくことができるよう財政基盤の強化や法人の健全運営について助言を行う。 ・ 「自殺対策計画」について、今年度は、アンケート調査の実施を行い、町民のこのころの健康や自殺に関する考え方、意見を聴取する。

■ 第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第2章	健康で安心な暮らし				
	基本政策	第2節	福祉				
成果 指標	住民同士の助け合いによる地域福祉活動に満足している住民の割合						
H26 実績値	R1 実績値	R2 実績値	R3 実績値	R4 実績値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値
55.3%	63.4%	56.0%	-	-	-	-	67.0%

成果 指標	地域福祉を担うボランティア数						
H26 実績値	R1 実績値	R2 実績値	R3 実績値	R4 実績値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値
1,050 人	697 人	449 人	440 人	352 人	800 人	1,000 人	1,150 人

■ 3年間の目標

目 標	上記と同様						
項 目 (単位)			R1 実績	R2 実績	R3 実績	R4 実績	R5 目標

■ 2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R5 年度	「自殺対策計画」見直し
R6 年度	P D C A サイクルに基づき、「自殺対策計画」の進行管理

■作業工程（当該年度）

月	作業内容
4 ～	<ul style="list-style-type: none">・毎月開催される民生委員定例会を活用し、民生委員に対し、民生委員としての必要な知識取得のため各種研修を行う。それに加え、12月からは、新任の民生委員に対し、民生委員としての心構えや活動内容についての各種研修も併せて実施していく。・民生委員の一斉改選に伴う一連の事務に着手する。（区長会への依頼、民生委員推薦会の開催等）・町補助金事務（社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、更生保護女性会、保護司会）・社会福祉協議会の理事会に出席して、社会福祉協議会の活動を把握するとともに町の考え方や方針等を伝える。・第十一回特別弔慰金請求・裁定等事務（受付・県への進達など）
12	<ul style="list-style-type: none">・「自殺対策計画」見直し（令和5年度予定）に伴うアンケート調査実施に向け、事業着手・新民生委員への委嘱状伝達

■目標又は改善策に対する取組内容

<ul style="list-style-type: none">・民生委員一斉改選に向け、本町の定数（33名）に欠員が生じないよう地域と協力して、民生委員の改選が円滑に進められるよう努めた。また、新しい民生委員・児童委員への引継ぎをスムーズに進めるため、前回改選時と同様、民生委員・児童委員が実際に経験したケースを一つの冊子にまとめた「事例集」を編さんするとともに、「引継ぎ会」を開催するなど、新しい民生委員・児童委員へ引き継げるようサポートに努めた。・昨年度から引き続き、町内における新型コロナウイルス感染症の拡大状況に注視しながら、定例会等を開催した。・地域みんなで支えるしくみづくりに向け、社会福祉協議会が実施主体となり、かつ、財政出動が伴う事業については、補助金を交付する立場として、法人運営に過度な負担とならないよう事務局と協議を行いながら事業を進めていった。・「自殺対策計画」の改訂に向け、大口町障がい福祉調整会議委員からの意見を聞きながら「こころの健康に関する町民意識調査」を実施し、町民のこころの健康や自殺に関する考え方、意見を聴取した。
--

■評価

<ul style="list-style-type: none">・民生委員一斉改選について、地元区等の協力もあって、欠員者を出すこともなく本町の定数（33名）全員を委嘱することができ、地域福祉を推進していくうえで評価できる。・新しい民生委員・児童委員への引継ぎも概ねできており、コロナ禍で中断している既存の事業の再開に向け、民生委員・児童委員協議会とも連携を図りながら、時代に即した活動を構築していきたい。・社会福祉協議会に対する補助金について、これまで事業の執行残により、精算時において、多くの返還金が発生していたが、今年度も返還金の発生はなく、当初予算要求時から十分精査されたものであるものと評価している。・「こころの健康に関する町民意識調査」を実施して、町民のこころの健康や自殺に関する考え方、意見を聴取することができた。次年度に実施する「自殺対策計画」改訂に向けての貴重なご意見として大いに活用していきたい。

令和4年度 事業別行政経営計画書

所属名	福祉こども課	No.	2
事業名	障がい者福祉事業		

■基礎情報

目的	大口町障がい福祉調整会議の運営、障がい者権利擁護支援、福祉手当の支給及び外出支援サービス事業等を行うことにより、障がい者（児）の福祉の向上を図る。		
事務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大口町障がい福祉調整会議運営事業 ・ 公の施設利用助成業務 ・ 福祉手当の支給業務 ・ 住宅改修費助成事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外出支援サービス事業の関係業務 ・ 災害時における要配慮者に対する支援業務 ・ 障がい者の権利擁護・虐待防止事業 	
現在における経過又は課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大口町障がい福祉調整会議については、平成29年度から障害者総合支援法に基づく協議会及び障害者差別解消法に基づく障害者差別解消支援地域協議会としての機能を持ち、町長の附属機関として位置付けられている。 ・ 外出支援サービス事業について、令和3年度に支給要件の拡充を主としたサービス見直しを行った。現在、障がい特性を理由にタクシー券のみの助成であるが、巡回バス券との併用を希望する意見もあり、さらなる改善を行う必要がある。 ・ 2市2町（小牧市、岩倉市、大口町及び扶桑町）で構成する尾張北部権利擁護支援センターについて、平成30年7月のセンター開所から4年を迎え、成年後見制度に関する相談や制度利用が進むよう積極的な広報活動を行っている。しかし、他の構成市町と比べ、本町はセンターへの利用が少なく、加えて、今後、障がい者本人やその家族の高齢化に伴い、成年後見制度に関するニーズが増えることが予想されることから、少しでも多くの方に成年後見制度について理解していただくとともに、センターの利用へつなげることが課題となっている。 		
令和4年度の目標又は改善策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大口町障がい福祉調整会議において、様々な分野から選出された委員から幅広い意見をお聞きして障がい者福祉事業の改善に努める。 ・ 令和2年度に制定した障害者差別解消法に基づく職員等向け「対応要領」を実効性の高いものとするため、政策推進課と合同で職員に対する研修を実施していく。 ・ 外出支援サービス事業について、昨年度から引き続き、外出支援サービス助成券発行時において利用者からのアンケート調査を実施し、利用者ニーズを把握することで利用者にとって、より使いやすいものとなるよう改善を図っていく。 ・ 令和3年度に策定した「成年後見制度利用促進計画」に基づき、計画が着実に実行されるように努める。 		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第2章	健康で安心な暮らし				
	基本政策	第2節	福祉				
成果指標	/						
H26実績値	R1実績値	R2計画値	R3目標値	R4目標値	R5目標値	R6目標値	R7目標値

■3年間の目標

目標	・判断能力が不十分な障がい者の障害福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるよう尾張北部権利擁護支援センターと連携を図りながら成年後見制度の普及に努めていく。				
項目(単位)	R2実績	R3実績	R4実績	R5目標	R6目標
成年後見制度利用支援事業利用者		1	0	2	2
成年後見制度法人後見支援事業		実施無	実施無	実施有	実施有

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R5年度	障害者差別解消法に基づく職員を対象とする研修の開催(主に新規採用職員及び監督者)尾張北部権利擁護支援センター運営協議会の運営
R6年度	障害者差別解消法に基づく職員を対象とする研修の開催(主に新規採用職員及び監督者)尾張北部権利擁護支援センター運営協議会の運営

■作業工程(当該年度)

月	作業内容
4	尾張北部権利擁護支援センター運営事業の実施に関する協定書の締結
4	外出支援サービス助成券発行時において利用者からのアンケート実施
~	
4	障害者差別解消法に基づく職員を対象とする研修の検討(政策推進課と合同)
5	障害者差別解消法に基づく職員を対象とする研修の開催
7	大口町障がい福祉調整会議の開催(計3回開催予定)
	福祉手当の支給業務(7月、11月、3月)

■ 目標又は改善策に対する取組内容

- ・大口町障がい福祉調整会議を3回（うち1回は、書面開催）開催し、様々な分野から選出された委員から幅広い意見をお聞きして障がい者福祉事業の改善に努めた。
- ・令和2年度に制定した障害者差別解消法に基づく職員等に対する「対応要領」を実効性の高いものとするため、福祉こども課職員を講師として、新規採用職員及び監督者（課長級職員）を対象とした研修を政策推進課と合同で開催した。
- ・外出支援サービス事業について、昨年度から引き続き、外出支援サービス助成券発行時において、利用者に対し、アンケートを実施し、利用者ニーズの把握に努めた。
- ・権利擁護支援に関する事業の推進に向け、令和3年度に制定した「成年後見制度利用促進計画」に基づき、計画に掲げた各施策を総合的かつ計画的に推進できるよう努めた。

■ 評価

- ・大口町障がい福祉調整会議において、各委員より貴重なご意見をいただくことで、本町の障がい者（児）福祉施策へ反映することができ、評価できる。
- ・障がいを理由とする差別解消に向けた取り組みへの推進に向けて、職員向けの研修を実施することができた。この取り組みをさらに発展させるため、中断することなく継続して実施していきたい。
- ・外出支援サービスについて、アンケート調査を実施したことで外出支援に関する利用者ニーズを把握し、外出支援サービスの改善（支給対象者の拡充など）へつなげることができた。アンケート調査を引き続き実施し、より使いやすいサービスとなるよう努めていきたい。
- ・権利擁護支援に関する事業の推進によって、少しずつではあるが、当制度が住民に浸透しているものと感じる。引き続き、普及啓発を行うとともに「成年後見制度利用促進計画」が総合的かつ計画的に推進できるよう努めていきたい。

令和4年度 事業別行政経営計画書

所属名	福祉こども課	No.	3
事業名	障がい者自立支援事業		

■基礎情報

目的	障害者総合支援法その他法令に基づき、障がい者及び障がい児の福祉の増進を図る。
事務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく自立支援給付及び児童福祉法に基づく障害児通所給付の支給決定業務 ・ 障がい者自立支援審査会業務 ・ 地域生活支援事業関係業務
現在における経過又は課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「ともにわかり合い、ともに支え合う みんなでつくるまち おおぐち」を基本理念に「第5期大口町障がい者ほほえみ計画」並びに「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を令和2年度に策定した。 ・ 本町は専門機関及び福祉関連事業所等の社会資源が他市町と比べ少ないことから、年々増加傾向にある障がい者（児）福祉に関するニーズに対し、社会資源の有効活用及び関係事業所との連携を密にすることが重要となっている。そのため、地域包括支援センターに業務委託している相談支援事業を中心とした関係機関との連携体制をさらに強化していく必要がある。 ・ 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく介護給付等サービスの給付を行っているが、年度を追うごとに給付額が増えており、財政的に大きな負担となりつつある。 ・ 地域生活支援拠点等について、「第6期障害福祉計画」では、年1回以上運用状況の検証や改善を行うものとされており、これまで客観的に評価する基準が定まっていなかったことから、令和3年度において、評価シートを作成し、客観的な評価運営を行うための環境整備を行った。 ・ ハートフル大口について、施設開所から20年目を迎え、施設の老朽化が顕著で雨漏り等をしている箇所もあるが、修繕を行うにあたり法人本体の資金繰りが厳しく、町財政も非常に厳しいことから行政には依存しない財政基盤を早急に構築する必要がある。
令和4年度の目標又は改善策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「第5期大口町障がい者ほほえみ計画」並びに「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」について、計画が確実に実行されるように努める。 ・ 相談支援事業の中心となる地域包括支援センターが、町内の相談支援事業者に対して指導、助言を行い、サービスの質の向上及び適正化を目指す。そのためには、地域包括支援センター職員の資質向上が必須となるため、その向上を図る。 ・ 町が作成した評価シートを基に、大口町障がい福祉調整会議等において相談支援事業やグループホームの運営に関する検証や改善に向けての検討を行っていく。 ・ おおぐち福祉会との情報交換、意見交換を行うとともに、おおぐち福祉会が行政に依存することなく、自立した法人として活動を行っていくことができるよう財政基盤の強化について適宜、助言を行う。

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第2章	健康で安心な暮らし				
	基本政策	第2節	福祉				
成果 指標	地域包括支援センターにおける関係機関との連携件数						
H26実績値	R1実績値	R2実績値	R3実績値	R4実績値	R5目標値	R6目標値	R7目標値
127件	86件	129件	155件	175件	120件	140件	160件

■3年間の目標

目標	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターについて、基幹相談支援センターとしての機能を持たせることを目指す。 ・児童発達支援センターの設置を検討。 ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を検討。 				
項目(単位)	R1実績	R2実績	R3実績	R4実績	R5目標
地域包括支援センター (基幹相談支援センター)			検討	検討	設置
児童発達支援センター			検討	検討	設置
精神障害にも対応した地域包括ケアシステム			検討	検討	設置

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R5年度	「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」の見直し
R6年度	PDCAサイクルに基づき、「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」の進行管理

■作業工程(当該年度)

月	作業内容
4	<p>地域包括支援センター相談支援事業委託契約締結</p> <p>地域包括支援センターによる相談支援専門員の資質向上に向けた研修や会議について検討</p> <p>障がい福祉サービス事業所連絡会議開催(年4回予定) ※地域包括支援センター相談支援事業</p> <p>「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」に定める目標値と実績値の相違を確認し、相違がある場合はその分析を行う。</p>

■ 目標又は改善策に対する取組内容

- ・「第5期大口町障がい者ほほえみ計画」並びに「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」について、PDCAサイクルに基づき、計画が確実に実行できるよう大口町障がい福祉調整会議に諮りながら計画の進捗管理に努めた。
- ・相談支援事業の中心となる地域包括支援センターに対し、相談支援専門員の資質向上に向け、随時、技術的な助言を行った。
- ・地域生活支援拠点等について、「第6期障害福祉計画」では、年1回以上運用状況の検証、検討を行うものとされていることから、令和3年度に作成した評価シートに基づき、大口町障がい福祉調整会議委員の意見もお聞きしながら、運用状況について、適切な評価を行った。
- ・おおぐち福祉会が社会福祉事業を通じて生きがいを持てるサービスの提供ができるよう、法人が抱える課題等に対して、定期的に意見交換を行った。

■ 評価

- ・少しずつではあるが、本町が掲げた計画が確実に実行できていることに評価している。引き続き計画実現に向け、努めていきたい。
- ・相談支援事業について、相談支援専門員が電話連絡や個別相談を行っており、関係機関との連携件数も増加しているので障がい者（児）一人ひとりに合った支援に向け、着実に事業が遂行されていると思う。その結果、目標としていた令和5年度より地域における相談支援事業の中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」としての機能を有することができ、利用者や町にとって非常に喜ばしいものであると思う。
- ・地域生活支援拠点等について、施設整備をもって完了ではなく、検証・検討を行うことで障がいを持つ方並びに親にとってよりよいものとなるもの思われ、評価シートに基づいた評価はそういう点において、評価できる。
- ・おおぐち福祉会が策定した「中長期計画」には、町との意見交換の中で出た意見を基に、策定されており、地域に根差した法人として活動を行っていくという目標に対し、達成に向け、大いに期待できるものと感じている。

令和4年度 事業別行政経営計画書

所属名	福祉こども課	No.	4
事業名	子育て支援事業		

■基礎情報

目的	令和2年度策定の「第2期大口町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て支援施策の充実やサービスの向上の取り組みを計画的に数値目標等の達成を目指す。	
事務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・療育事業 ・児童虐待対策 ・すくすくサポート ・親子ふれあい広場事業 ・放課後子ども教室 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設等利用費 ・子育て情報誌作成（協働） ・あそびの学校（協働） ・子ども・子育て支援新制度関連事務 ・7か月相談訪問
現在における経過又は課題	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度は、「第2期大口町子ども・子育て支援事業計画」の中間見直しの年に当たり、これまでの施策の評価と今後の施策の方向性を定める必要がある。 ・平成29年10月に開所した子育て支援センターは開所後4年が経過した。その間、令和2年度には保健センター（母子保健型）の利用者支援事業と子育て支援センター（基本型）の利用者支援事業を組み合わせ、妊産婦期から子育て期まで切れ目ない支援を実施する子育て世代包括支援センター事業も開始され、子育て支援センターの役割である相談業務や子育て世帯の居場所としての充実を図り、子育て支援センターとしてのあるべき姿を確立する必要がある。 	
令和4年度の目標又は改善策	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期計画の計画値と実績値を分析して、令和4年度中に今後の保育や児童クラブ、地域子育て支援事業の今後のニーズ量に対する確保方策を検討していく。 ・子育て支援センターの事業の見直しを行い、相談業務や居場所づくりの充実を図ることで、子育て支援センターとしての機能強化に努め、子育て世代包括支援センター事業の充実にも繋げる。 	

■ 第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第1章	次代を担う子ども・若者の育成				
	基本政策	第1節	子育て環境の充実				
成果 指標	保育サービスや相談窓口などの子育て支援の満足度						
H26 実績値	R1 実績値	R2 実績値	R3 実績値	R4 実績値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値
61.4%	67.2%	65.0%	—	—	—	—	70%

成果 指標	子育て支援拠点の年間利用者数						
H26 実績値	R1 実績値	R2 実績値	R3 実績値	R4 実績値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値
2,600人	3,014人	2,600人	2,146人	2,025人	3,992人	4,456人	4,920人

■ 3年間の目標

目 標	(1) 子ども・子育て支援新制度関連 ・令和4年度：第2期計画中間見直し (2) 子育て支援センター ・相談業務体制の確立					
	項 目 (単位)	R2 実績	R3 実績	R4 実績	R5 目標	R6 目標
子ども・子育て支援新制度	第2期計画策定	推進	第2期計画中間見直し	推進	推進	
子育て支援センター	包括支援センター設置	利用者拡大	利用者拡大	利用者拡大	利用者拡大	

■ 2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R5年度	子ども・子育て支援新制度関連 ・第3期子ども・子育て支援事業計画に向けたニーズ調査
R6年度	子ども・子育て支援新制度関連 ・第3期子ども・子育て支援事業計画に向けたニーズ調査

■作業工程（当該年度）

月	作業内容
4月 ～ 10月 3月	<ul style="list-style-type: none">・第2期計画の量の見込みと実績を比較して分析を行う。・子育て支援センターと保健センターとの打合せ・情報交換（毎月実施）・第2期計画の中間見直しの完成

■目標又は改善策に対する取組内容

- ・第2期計画の計画値と実績値を分析して、令和6年度までの保育や児童クラブ、地域子育て支援事業のニーズ量に対する確保方策を策定した。
- ・開館時間を午前、午後の2部制から、9時30分～15時の間、いつでも来館できるよう変更した。
- ・月齢の近い親子同士の交流や情報共有の場の確保のため、年齢に合った遊びを提供する「さくらっこひろば」を実施した。
- ・利用者の悩みや不安に寄り添えるよう、保育園の栄養士・看護師との連携をとりながら、相談の場を設けた。

■評価

- ・第2期計画について、過去2年間の実績を踏まえ、令和6年度までのニーズ量を推計するとともに、その確保方策について見直し、新たな事業計画を策定することができた。
- ・子どもの状態や各家庭の状況に合わせて、好きな時間帯に居場所として利用してもらうことができている。
- ・発達に合わせた遊びの設定をしたり、同年齢の親同士だからこそ共感し合える環境が提供できたのは好評だったが、人数が多く、一般来館者の遊び場やひろばスペースの確保が困難になる日もあることが課題となった。
- ・支援員だけでなく、看護師・栄養士等専門的な人への相談ができることは、より安心につながっている。

令和4年度 事業別行政経営計画書

所属名	福祉こども課	No.	5
事業名	児童扶養手当給付事業		

■基礎情報

目的	ひとり親家庭の生活の安定と児童の健全な育成を目指して支援する。 また、経済的支援のみでなく、就業支援等により保護者と児童それぞれが尊重され、自立した生活が送れるように支援する。		
事務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当（国）関係事務 ・愛知県遺児手当関係事務 	<ul style="list-style-type: none"> ・大口町児童扶養手当関係事務 	
現在における経過又は課題	<ul style="list-style-type: none"> ・大口町児童扶養手当は、ひとり親家庭の生活の安定の一助となることを目的として、国・県の手当ての補完的位置にあり、適切な支給が必要となる。また、手当の支給事務だけでなく他制度の案内を行うことで、ひとり親家庭の自立した生活を目指し、総合的な支援を行う必要がある。 ・マイナンバーの情報連携により一部の書類が添付不要となったが、手続きによっては添付が必要な場合もあるため、より注意して手続きの案内をしていく必要がある。 		
令和4年度の目標又は改善策	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭の自立支援のため、他制度の知識の幅を広げ、適切な支援の周知を図る。 ・国・県の制度改正等の情報を早く正確に情報収集し、ひとり親世帯に対して迅速に適切な情報提供を行うとともに、事務に漏れがないよう適切な事務処理を行う。 		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の体系	基本目標	第1章	次代を担う子ども・若者の育成				
	基本政策	第1節	子育て環境の充実				
成果指標							
H26 実績値	R1 実績値	R2 実績値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値

■ 3年間の目標

目標	愛知県と連携し、確実な事務の遂行及び速やかな情報提供に努める。				
項目(単位)	R2実績	R3実績	R4実績	R5目標	R6目標
確実な事務の遂行	実施	実施	実施	実施	実施
受給者への制度周知	実施	実施	実施	実施	実施

■ 2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R5年度	県が実施する研修や説明会への参加、課内での情報共有し、担当以外も対応できるようにする。
R6年度	県が実施する研修や説明会への参加、課内での情報共有し、担当以外も対応できるようにする。

■ 作業工程 (当該年度)

月	作業内容
5	児童扶養手当(国)、愛知県遺児手当、大口町児童扶養手当 支給月
7	児童扶養手当(国)、愛知県遺児手当、大口町児童扶養手当 支給月
8	児童扶養手当(国)、愛知県遺児手当、大口町児童扶養手当 現況届
9	児童扶養手当(国)、愛知県遺児手当、大口町児童扶養手当 支給月
11	児童扶養手当(国)、愛知県遺児手当、大口町児童扶養手当 支給月
1	児童扶養手当(国)、愛知県遺児手当、大口町児童扶養手当 支給月
3	児童扶養手当(国)、愛知県遺児手当、大口町児童扶養手当 支給月

■ 目標又は改善策に対する取組内容

- ・児童扶養手当(国)・愛知県遺児手当(県)・大口町児童扶養手当制度の理解を深め、確実な事務の執行に努めると共に、窓口や電話での対応においても適切な対応に努めた。
- ・ひとり親家庭の自立に向けた支援のために分かり易い内容の広報等を実施し、広く周知に努めた。

■ 評価

- ・児童扶養手当(国)・愛知県遺児手当(県)・大口町児童扶養手当の事務について、滞りなく確実に遂行することができた。また、電話対応においても、手当以外にもひとり親家庭に関連する事務の案内を行う等適切に対応することができた。
- ・児童扶養手当(国)・愛知県遺児手当・大口町児童扶養手当の認定申請や相談の際に、「ひとり親家庭制度のしおり」を配布し、制度の理解促進に努めた。

令和4年度 事業別行政経営計画書

所属名	福祉こども課	No.	6
事業名	児童手当給付事業		

■基礎情報

目的	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭における生活の安定に寄与する ○ 次代の社会を担う児童の健やかな育成に資する 		
事務内容	児童手当の概要は下記のとおり。		
	支給対象	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中学校修了までの国内に住所を有する児童を養育している方（15歳到達後の最初の年度末まで） 	所得制限 （例：妻と子二人を扶養している場合）
手当月額	<ul style="list-style-type: none"> ○ 0～3歳未満 一律15,000円 ○ 3歳～小学校修了まで <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1～2子： 10,000円 ・ 第3子以降： 15,000円 （18歳到達後の最初の年度末までの養育している児童のうち） ○ 中学生 一律10,000円 ○ 所得制限以上 一律 5,000円（当分の間の特例給付） 	受給資格者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 監護生計要件を満たす父母等 ○ 児童が施設に入所している場合は施設の設置者等
			支払期月
※令和4年10月支給分より、所得上限限度額（例：妻と子二人を扶養している場合は年収ベース1,200万円）以上の場合は、児童手当の支給なし。			
現在における経過又は課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年度より児童手当の現況手当届が原則廃止に伴い、事務手順の見直しを実施するとともに、制度改正内容を周知する必要がある。 		
令和4年度の目標又は改善策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 制度改正内容を把握し、児童手当対象者に対して広報やパンフレット等で改正内容等必要な情報に周知を行い、事務が滞りなく適正に行えるように努める 		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第1章	次代を担う子ども・若者の育成				
	基本政策	第1節	子育て環境の充実				
成果指標							
H26 実績値	R1 実績値	R2 実績値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値

■3年間の目標

目標	<ul style="list-style-type: none"> ・制度改正等に対応し、確実な事務の遂行に努める。 ・受給者への制度周知を図る。 				
項目(単位)	R2 実績	R3 実績	R4 実績	R5 目標	R6 目標
確実な事務の遂行	実施	実施	実施	実施	実施
受給者への制度周知	実施	実施	実施	実施	実施

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R5 年度	令和4年度に所得上限限度額以上の対象者が令和5年度に所得上限限度額未満になった際の確実な事務手順の確認。県が実施する研修や説明会への参加し、グループ内での情報共有し、問合せ等には誰でも対応できるようにする。
R6 年度	県が実施する研修や説明会への参加し、グループ内での情報共有し、問合せ等には誰でも対応できるようにする。

■作業工程 (当該年度)

月	作業内容
4~5	支給月(随時期)
6	所得等の確認 支給月(定期・随時期)
7~9	支給月(随時期)
10	支給月(定期・随時期)
11~1	支給月(随時期)
2	支給月(定期・随時期)
3	支給月(随時期)

■ 目標又は改善策に対する取組内容

- ・ 児童手当対象者に対して広報やホームページ、パンフレットで改正内容等の必要な情報を周知した。
- ・ 制度改正内容を適切に把握し、職員間の情報共有に努め、事務を滞りなく適正に実施した。

■ 評価

- ・ 児童手当法改正後、現況届の廃止に伴う事務処理を行ったのは、令和4年度が初めてであったが、事前の周知及び職員間の情報共有により、遅滞なくまた過誤なく適切な事務を遂行することができた。

令和4年度 事業別行政経営計画書

所属名	福祉こども課・児童センター	No.	7
事業名	児童センター運営事業		

■基礎情報

目的	<ul style="list-style-type: none"> ・地域において児童に健全な遊びを与え、健康を増進し、また情操を豊かにする。 ・未就園児の親子について、遊びを通してよりよい親子・友達関係づくりの援助や育児の相談を行い、子育て支援をして、児童の健全育成を図る。 	
事務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ひろば（3歳までの親子） ・なかよし（満3歳になる親子） ・子育て講座（0歳・1歳・2歳（パパと遊ぼう）） ・演劇上演（未就園児親子向け） ・乳幼児親子の交流の場の提供 ・子育て支援センターとの連携 ・子育てサークルへの場の提供 ・たんぼぼ広場（西児童センター） 	<ul style="list-style-type: none"> ・すくすくサポート ・季節の行事・制作・食育・地域交流活動 ・世代間交流事業 ・中・高校生の居場所づくり ・家庭児童相談（北児童センター）
現在における経過又は課題	<ul style="list-style-type: none"> ・3歳未満児の保育園の入園率の上昇に伴い、未就園児の親子の利用者が減少している。また、児童センターを利用していない親子にいかにか児童センターに来てもらうか、興味をもってもらうかが課題である。 ・子育て支援の一環として、未就園児を養育する保護者同士が、気軽に集まり情報を共有しあえる場を充実する。 	
令和4年度の目標又は改善策	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園・保育園児の親子にも児童センターを利用してもらえるように土曜日等の事業の充実を図り、幼稚園・保育園児の親子の利用率を高める。 ・夏休み中も北児童センターで乳幼児を対象とした、ひろば・なかよしを開催して、夏休み中にも乳幼児が利用できるようにする。 ・利用者ニーズに合わせた子育て講座を実施する。 ・多胎児を養育している保護者や妊婦、その経験者が集まり、互いに情報を共有できる場「ツイズデー」を月1回程度開催する。 	

■ 第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第1章	次代を担う子ども・若者の育成				
	基本政策	第1節	子育て環境の充実				
成果指標	児童センターの年間利用者数						
H26 実績値	R1 実績値	R2 実績値	R3 実績値	R4 実績値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値
34,021 人	21,626 人	34,000 人	17,220 人	18,357 人	34,000 人	34,000 人	34,000 人

■ 3年間の目標

目標						
	項目(単位)	R2 実績	R3 目標	R4 目標	R5 目標	R6 目標

■ 2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R5 年度	児童センターで開催する事業の充実
R6 年度	児童センターで開催する事業の充実

■ 作業工程 (当該年度)

月	作業内容
4~3	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援事業 ひろば・なかよし実施 ・たんぽぽ広場の実施(西児童センター) ・季節の行事活動、制作活動、食育活動の実施 ・世代間交流事業、地域交流活動など、関連団体との調整・依頼 ・親子ふれあい広場(北・南児童センター) ・父子講座「パパと遊ぼう」の実施(2歳) ・子育て支援センターとの連携 ・子育て講座開催(0歳・1歳) ・乳幼児親子の交流の場の提供 ・子育てサークルへの場の提供 ・7か月相談訪問

■ 目標又は改善策に対する取組内容

- ・小学生向けの企画等、幼稚園・保育園児の親子向けに合わせた内容のものにし、参加の枠を広げるなど取り組んできた。
- ・夏休み期間、北児童センターにて合同の「ひろば」「なかよし」を開催し、親子の遊び場の提供を行った。
- ・児童センターの遊戯室において、多胎児親子を対象に月1回「ツインズデー」を開催した。

■ 評価

- ・降園後に企画を目当てに遊びに来たりする親子もいるが、ほとんどがリピーターである。習い事や家事都合等で時間が取れないという状況もみられる。
- ・夏休み期間の「ひろば」「なかよし」は、予想していたほど希望者はなかったが、普段、西・南児童センターを利用する親子の参加もあり、場所の提供はできた。しかし、一般来館の小中学生の居場所が制限されてしまった点が課題となった。
- ・多胎児親子・妊婦・子育て経験者が集まり、互いに情報共有し合っている。「ツインズデー」としたことで、他の利用者を気にすることなく子どもたちを遊ばせたり、話ができることが、安心できる場所として利用してもらえている。

令和4年度 事業別行政経営計画書

所属名	福祉こども課	No.	8
事業名	児童センター施設管理事業		

■基礎情報

目的	計画的に施設メンテナンスを行い、施設の老朽化軽減と児童が安全に児童センターが利用できるようにし、もって児童センター運営が円滑に実施できることを目的とする。		
事務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・保守点検 ・危険個所の修繕 ・設備工事 		
現在における経過又は課題	<ul style="list-style-type: none"> ・西児童センター（H11年）、北児童センター（H16年）、南児童センター（H13年）は、建築後概ね20年が経過し、随所に修繕が必要となっている。 		
令和4年度の目標又は改善策	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の長寿命化を図れるよう、計画的に修繕を実施する。 		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の体系	基本目標	第1章	次代を担う子ども・若者の育成				
	基本政策	第1節	子育て環境の充実				
成果指標							
H26 実績値	R1 実績値	R2 実績値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値

■ 3年間の目標

目標	計画的な修繕の実施				
項目(単位)	R2実績	R3実績	R4実績	R5目標	R6目標
計画的な修繕の実施		適宜	適宜	適宜	適宜

■ 2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R5年度	計画的な修繕の実施
R6年度	計画的な修繕の実施

■ 作業工程 (当該年度)

月	作業内容
随時	修繕の実施

■ 目標又は改善策に対する取組内容

<p>・随時職員間の情報共有を行い、修繕が必要な個所を適切に把握し、計画的に修繕を実施した。</p>
--

■ 評価

<p>・落雷を原因とするエアコンの故障等、緊急的・突発的な修繕が発生したが、計画的な修繕も含め適切に対処した。</p>

令和4年度 事業別行政経営計画書

所属名	福祉こども課・児童館	No.	9
事業名	児童クラブ運営事業		

■基礎情報

目的	保護者が就労等により、昼間家庭にいない小学校1年から6年生までの児童に対し、授業の終了後等に放課後児童クラブを開設し、適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図る。
事務内容	児童の見守り業務 入会退会受付業務 利用料徴収業務
現在における経過又は課題	<ul style="list-style-type: none">・上小口地区や余野地区の宅地開発により、北及び西の放課後児童クラブの入会希望が増加しており、また、一時利用や夏休み期間希望者も多くなっていることから、新たなクラブ室の確保が必要となる。また、児童センター内で放課後児童クラブを行っている所では、児童センター機能を圧迫しており、児童クラブの運営方法を検討する必要がある。・住民ニーズが多様化しており、新たなクラブ運営の手法を検討する必要がある。・勤務時間が特殊なため、支援員及び補助員が慢性的に不足している。・学校の長期休業期間は、放課後児童クラブのみで過ごす時間が増えている。生活の仕方やイベントの実施などの工夫が必要である。
令和4年度の目標又は改善策	<ul style="list-style-type: none">・入会希望者増加に対応するため、令和4年度から北及び西の放課後児童クラブの空きスペース等を活用し、受入れを行う。また、児童センター内で実施している児童クラブの実施場所について検討する。・民営も視野にしたクラブ運営等も含め、今後の方向性を検討する。・放課後児童クラブの支援員の確保は、令和4年2月から単価を上げて確保に努めているものの、勤務日数が短い方の応募や他市町との競合等大変難しい状況にあるが、常に早期求人募集を行う様に努める。また、夏休み期間中は放課後児童クラブ補助員業務委託を活用し体制整備に努める。・昨年度から実施している夏休みのスポーツ指導員による体操教室を実施や小学校の体育館を有効活用により、放課後児童クラブでの生活を規則正しく、有意義に送れるようにする。

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第1章	次代を担う子ども・若者の育成				
	基本政策	第1節	子育て環境の充実				
成果 指標	放課後児童健全育成事業利用児童定員数						
H26実績値	R1実績値	R2実績値	R3実績値	R4実績値	R5目標値	R6目標値	R7目標値
	270人	270人	270人	270人	295人	295人	295人

■3年間の目標

目標	・入会希望者の増大に対し、施設整備及び支援員の人材確保等を適切に行い、受入れ態勢を整える。					
項目(単位)	R2実績	R3実績	R4実績	R5目標	R6目標	
施設整備による受入れ枠	維持	維持	維持	拡大	拡大	
支援員確保	適宜実施	適宜実施	適宜実施	適宜実施	適宜実施	

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R5年度	子ども・子育て支援新制度関連 ・第3期子ども・子育て支援事業計画に向けたニーズ調査
R6年度	子ども・子育て支援新制度関連 ・第3期子ども・子育て支援事業計画策定

■作業工程(当該年度)

月	作業内容
4月～ 7月～	放課後児童クラブの運営方法の見直し、活動内容の充実、及び利用料の見直しを検討する 夏休み期間中放課後児童クラブ開設
1月	翌年度放課後児童クラブ入会申込開始
3月	翌年度放課後児童クラブ入会決定通知送付

■ 目標又は改善策に対する取組内容

- ・入会希望者増加に対応するため、北児童クラブにおいてはクラブ室の空きスペースを活用し、定員の増加をした。西児童クラブにおいては、余裕教室等の活用による対応等ができないため、新たな西児童クラブを建設し、既設の児童クラブを統合する形で令和7年度に開設する方針を定めた
- ・民間事業者を交え、民営によるクラブ運営や新たな子育て支援策の展開、施設整備による定員増加を検討した。
- ・放課後児童クラブの支援員の確保は、常に早期求人募集を行う様に努めた。また、夏休み期間中は放課後児童クラブ補助員業務委託により体制整備に努めた。
- ・夏休みのスポーツ指導員による体操教室実施や小学校の体育館を有効活用し、児童らの健全育成に努めた。

■ 評価

- ・待機児童が出ることはなかったが、利用希望者の増加もあり、施設的な受け皿の整備及び職員確保が急務となり厳しい状況が続いている。
- ・民間事業者とクラブ運営の民営化等について協議を開始した。今後も継続していく必要がある。

令和4年度 事業別行政経営計画書

所属名	福祉こども課・保育所	No.	10
事業名	保育所運営事業		

■基礎情報

目的	<p>保護者が就労などにより、昼間家庭で子どもの面倒をみることができない場合に保護者に代わって保育を行い、子どもの健全育成を図る。</p> <p>「豊かな心と丈夫なからだでよく遊ぶ子ども」という子ども像を目指し、保育所保育指針に基づき、養護と教育が一体となり、一人ひとりの個性を育みながら、豊かな人間性を育て、生きる力の基礎を培っていく。また、家庭との連携を密にしながら子どもの心身の状態を把握し、保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う役割も担う。</p>	
事務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常・乳児保育 ・ 延長保育 ・ 統合(土曜日)・休日保育 ・ 支給認定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 療育支援 ・ 相談業務 ・ 世代間交流 ・ 地域交流
現在における経過又は課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者の子育ての考え方の多様化や社会情勢の変化により、子どもを取り巻く環境は大きく変化しており、アレルギー対策、感染症対策など安全対策が必要になっている。 ・ 3歳未満児の入所希望や早朝保育・延長保育が増える中、保育士の確保が困難な状況にある。 ・ 現在、各園では食育の一環として地域住民と協働で野菜作りを行っているが、今後も保育園児と住民の一層の交流を図る必要がある。 ・ 新型コロナウイルス感染症により、令和3年度も入園式・卒園式・運動会・生活発表会・遠足などの形態を変化させ、感染症予防に重点をおき実施してきた。 ・ これまで、町立保育園の特色である木育・食育・体力作りを保育の3本柱として、生活や遊びに取り入れながら、育てて欲しい10の姿が培われる様に、子どもが主体となる保育に努めている。 ・ 令和3年度から新たに町立保育園でSDGsの取り組みを行い、各園がそれぞれの目標を定め取り組んでいる。 	

令和4年度の 目標又は 改善策	<ul style="list-style-type: none"> ・園児の安全確保のため、アレルギー対策、感染症対策について、管理栄養士や看護師を中心とした会議を定期的実施し、全職員と情報を共有することで保育の安全確保に努める。 ・積極的に保育士養成校に大口町への就職を働きかける。併せて、人材紹介を利用して必要な保育士の確保に努める。 ・南・西保育園は、協働委託による野菜作りを通じた地域住民と園児との交流を継続する。北保育園については、地域住民との協働委託を検討するなど、交流をより充実させる方法を検討する。 ・保育園の各種行事については、感染症予防に注意を払いながらも、ウィズコロナを意識し、保護者のニーズに最大限応えるように努める。 ・食育・木育・体力づくりを保育の3本柱を常に意識し、子どもの興味関心や探求心を大切にしながら、子どもたちの心と体を育む保育を行う。 ・令和3年度から持続可能な世界を目指した、SDGsの取組みを各園がそれぞれの目標を定め取り組んでいる。今後も園児・保育士だけではなく、保護者や地域の住民の方々にも理解をしていただき、推進を図っていく。
-----------------------	---

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第1章	次代を担う子ども・若者の育成				
	基本政策	第1節	子育て環境の充実				
成果 指標	0～2歳児保育の待機者数						
H26実績値	R1実績値	R2実績値	R3実績値	R4実績値	R5目標値	R6目標値	R7目標値
0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

成果 指標	保育サービス等の満足度						
H26実績値	R1実績値	R2実績値	R3実績値	R4実績値	R5目標値	R6目標値	R7目標値
61.4%	67.2%	65.0%	-	-	-	-	70.0%

■3年間の目標

目標	・0～2歳児保育のニーズが高まりに対し、施設整備及び保育士の人材確保等を適切に行い、受入れ態勢を整える				
項目(単位)	R1実績	R2実績	R3実績	R4実績	R5目標
施設整備による 受入れ枠	維持	維持	維持	維持	維持
人材確保	適宜実施	適宜実施	適宜実施	適宜実施	適宜実施

■ 2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R5 年度	・ 保育 I C T システム（登降園管理システム）導入の検討 ・ 北保育園農業体験事業の協働委託化を検討
R6 年度	・ 指導計画作成の効率化を検討

■ 作業工程（当該年度）

月	作業内容
4	新入園児の登園
10	次年度の入園申請書の配布・入園申込
2	一次募集の入園決定 健康診断・物品購入

■ 目標又は改善策に対する取組内容

- ・ 管理栄養士、看護師で年3回アレルギー検討会を開き、危機管理マニュアル、生活管理指導表、緊急薬についてなど見直しや対応を行った。また毎月の看護師会では、各保育園の疾病や怪我の状況を共有したり、様々な課題解決への話し合いを行った。
- ・ 保育士養成校を訪問し、採用試験等の周知を行ったり、就職説明会にて大口町への就職を呼び掛けた。また必要に応じて人材紹介を利用した。
- ・ 北保育園については、協働委託を目指し、地域の方の話を聞きながら、働きかけを行った。
- ・ 保育園の行事について、その時々々の感染状況に十分気を配りながらも、大きな行事は参観の人数制限を緩める方向で実施するなどした。
- ・ 年間指導計画の元、食育では栽培活動、木育では親子マイ箸づくり、体力では運動遊びなど、日常保育の中で、様々な経験が積めるよう保育を展開した。
- ・ S D G s の取り組みは2年目となり、「行事から日常へ」を意識しながら、保護者や地域の方に発信をしたり、一緒に様々な活動を行うことができた。

■ 評価

- ・ 専門職員の視点から様々な気づきや対応ができ、また危機管理マニュアルの更新も行い、保育の安全につなげることができた。
- ・ 就職試験の案内を持参した養成校の学生を新規採用することができた。また、人材紹介を通じて、延長保育専任保育士を雇うことができ、不足する時間帯の充実を図ることができた。
- ・ 南・西保育園に続き、北保育園でも協働委託での食育サポートを整えることができた。
- ・ 保育や行事について、保護者の理解も得られ、保護者のニーズに答えることができたように思う。
- ・ 毎日の保育を通して、子どもたち一人一人、それぞれの発達の保障につなげることができた。
- ・ 子どもたちや保護者、保育士の行動変容につながったように思う。また、一年間の取り組みを報告書としてまとめ、HPにアップし、多くの方の目に触れる機会を作ることができた。

令和4年度 事業別行政経営計画書

所属名	福祉こども課	No.	11
事業名	保育園施設管理事業		

■基礎情報

目的	施設を適切に維持管理することにより、施設の長寿命化を図り、園児が安全に保育園生活を送られるようにし、持って保育園運営が円滑に実施できることを目的とする。
事務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・保守点検 ・危険箇所の修繕 ・設備工事
現在における経過又は課題	・南保育園（S57年）、西保育園の旧園舎部分（S58年）は、建築後、既に40年近くが経過し、随所に経年劣化による修繕が必要となっている。
令和4年度の目標又は改善策	・施設の長寿命化を図れるよう、計画的に修繕を実施する。

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の体系	基本目標	第1章	次代を担う子ども・若者の育成				
	基本政策	第1節	子育て環境の充実				
成果指標							
H26実績値	R1実績値	R2実績値	R3目標値	R4目標値	R5目標値	R6目標値	R7目標値

■3年間の目標

目標	保育園の修繕計画策定及び計画に基づく修繕の実施				
項目（単位）	R2実績	R3実績	R4実績	R5目標	R6目標
計画的な修繕の実施		適宜	適宜	適宜	適宜

■ 2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R5 年度	計画的な修繕の実施
R6 年度	計画的な修繕の実施

■ 作業工程（当該年度）

月	作業内容
随時	修繕の実施

■ 目標又は改善策に対する取組内容

随時職員間の情報共有を行い、修繕が必要な個所を適切に把握し、計画的に修繕を実施した。

■ 評価

・ エアコンの故障等、緊急的・突発的な修繕が発生したが、計画的な修繕も含め適切に対処した。

令和4年度 事業別行政経営計画書

所属名	福祉こども課	No.	12
事業名	親子通園事業		

■基礎情報

目的	<p>療育手帳の有無にかかわらず、必要性が認められた発達に心配のある就学前の児童が保護者と一緒に通園する中で、一人ひとりの特性に合わせた支援を行い、生活のリズムを整え、基本的な生活習慣を身に付けることを目的とする。</p> <p>加えて、保護者に対しては子育てにおける負担感、不安感の軽減を図ることを目的とする。</p>	
事務内容	<ul style="list-style-type: none"> 生活相談及びその指導に関すること。 児童の日常生活の基本動作に関すること 児童の集団生活への適応訓練に関すること 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者への適切な助言及び指導に関すること 療育知識の普及及び啓発に関すること
現在における経過又は課題	<ul style="list-style-type: none"> 親子クラスと単独クラスの子どもの状態に合わせた個別の運営を行い療育の向上を行っている。 年間を通じて学習会を開催し、保護者に早期の療育の重要性について理解をしていただくようにしている。 療育の必要な児童のいる保護者の抱える悩みや不安に対して、職員が気軽に相談に応じることにより、子育て支援を行っている。 言語・理学等の専門療法士の療法の実施と指導により、一人一人の成長段階に応じた療育内容を考え支援している。 小学校・保育園・幼稚園・医療機関・包括支援センターとの連携を行っているが、まだ十分な状況とは言えない状況にある。 年度当初は就園児の事後フォローを行っているが、継続的に行うことが困難である。 	
令和4年度の目標又は改善策	<ul style="list-style-type: none"> 親子クラス、単独クラス及び保育園での交流保育など児童の心身の状況に応じ、柔軟に対応を行う。 母親だけではなく、他の家族にも療育の重要性や家族みんなで子育てを行う重要性を理解してもらう。 発達障がい等の特性や療育の重要性などを母親以外の家族にも理解してもらうために家族で参加しやすい時間帯や曜日の検討を行う。 言語・理学療法士等の専門職と親子通園の職員と共同して、一人一人の成長段階に応じた療育支援の検討を行う。 小学校・医療機関との連携が必要なケースについては、地域包括支援センターと共に連携を行ってもらえるように働きかけを行う。 療育は継続的な支援が必要であることから必要に応じて、事後フォローを行っていく。 	

■ 第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第1章	次代を担う子ども・若者の育成				
	基本政策	第1節	子育て環境の充実				
成果 指標							
H26 実績値	R1 実績値	R2 実績値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値

■ 3年間の目標

目標	療育全般の充実					
項目(単位)	R2 実績	R3 実績	R4 実績	R5 目標	R6 目標	
家族と一体となった療育の実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
専門療法士による療法の実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施

■ 2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R5 年度	切れ目のない療育支援の実施
R6 年度	切れ目のない療育支援の実施

■ 作業工程 (当該年度)

月	作業内容
通年	就園後の療育状況把握(保育園や幼稚園への状況聞き取り及び見学)
6、9	就園後の親を対象に療育の重要性についての学習会実施(こあらっこの時間に実施予定)
9	感覚統合を目的とした第1回体操教室を実施
1	感覚統合を目的とした第2回体操教室を実施
1	就園後の音楽療法実施

■ 目標又は改善策に対する取組内容

- ・子どもたち一人一人の発達状況に合わせ、親子クラスや単独クラスでの療育、給食体験、また保育園での交流保育を進めた。
- ・親子通園を終えた保護者との交流会や親子相談を行ったり、家族が参加しやすいお盆前後に家族参観日を設けたり、運動会には父親の参加も呼び掛けるなどした。
- ・言語療育、作業療育、音楽療法の療育では、子どもの様子を共有するため打ち合わせをし、療育後はケース検討を行うなどともに子ども理解に努めた。
- ・年間4回、地域包括支援センター職員、障害グループ担当職員、北保育園園長、親子通園職員で連携会議を行った。
- ・親子通園職員が事後フォローとして保育園や幼稚園を訪問し、子どもの様子を見たり、現場の保育士からの質問や相談に助言を行ったりした。

■ 評価

- ・保護者とコミュニケーションをとりながら、子どもの共通理解を深め、保育園や幼稚園に送り出すことができた。
- ・母親だけではなく、他の家族にも療育の重要性や家族みんなで子育てを行う重要性を理解してもらうことができたと思う。
- ・一人一人の成長段階に応じた療育支援を行うことができた。
- ・子どもや保護者の状況を共通理解し、必要に応じて対応や連携ができた。
- ・子どもたちの成長発達を知ることができ、継続的な支援の必要性や効果を改めて実感することができた。